

3 障害福祉サービス等に係る留意事項等について／施設系サービスについて

4 生活介護における医師配置の取扱いについて

障害福祉サービスのうち、生活介護を実施する施設においては、指定基準等により、利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数の医師を配置することとなっているところである。

(参考) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（抄）

※ 障害者支援施設（生活介護を実施する施設）においても、同様の規定あり。

第七十八条 指定生活介護の事業を行う者が当該事業を行う事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一 医師 利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

しかしながら、一部の入所施設等においては配置医師による継続的な関わりを要する利用者が必ずしも多くない一方で、必要とする医療が多様化しているとの指摘があることを踏まえ、平成26年4月より、生活介護を実施する施設のうち、利用者の状態像を勘案し必ずしも日常生活上の健康管理及び療養上の指導を必要としない施設については、看護師等による利用者の健康状態の把握や健康相談等が実施され、必要に応じて医療機関への通院等により対応することを条件として、指定基準上医師配置をしないことができることとし、その場合、本体報酬において減算を行う取扱いとすることとしている。

これに伴い、介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書（案）は別添のとおりとするが、平成26年4月以降も従前とおり医師を配置する事業所については、本届出書の提出がなくても、届出書に「あり」と記載したこととみなすこととして差し支えないこととする。

この届出書については、本年4月中に届出が受理された場合に限り、4月1日に遡って適用とする取扱いとなるので、各都道府県におかれでは、管内施設において4月中までに滞りなく提出していただくよう周知されたい。

また、指定基準（案）において、医師を配置しない取扱いとする場合、看護師等による利用者の健康状態の把握や健康相談等を実施することとされていることから、各都道府県等においては、必要に応じて助言及び指導をお願いしたい。

【参考】体制の届出（変更案）

施設区分	1. 一般	2. 小規模多機能
定員超過	1. なし	2. あり
職員欠如	1. なし	2. あり
大規模事業所	1. なし	2. 定員81人以上
医師配置	1. なし	2. あり
人員配置体制	1. なし	2. あり
福祉専門職員配置等	1. なし	2. 1 3. II
視覚・聴覚等支援体制	1. なし	2. あり
リハビリテーション加算	1. なし	2. あり
食事提供体制	1. なし	2. あり
延長支援体制	1. なし	2. あり
送迎体制	1. なし	2. あり
送迎体制（重度）	1. なし	2. あり
福祉・介護職員処遇改善加算対象	1. なし	2. あり
福祉・介護職員処遇改善特別加算対象	1. なし	2. あり
キャリアパス区分（※4）	1. I (キャリアパス要件及び定量的要件のいずれも満たさず) 2. III (キャリアパス要件及び定量的要件のいずれも満たさない) 3. II (キャリアパス要件を満たさない) 4. II (定量的要件を満たさない)	
主たる事業所サービス種類1（※6）	サービス種類コード（ ）	

※これに伴い、システム上も項目を追加する必要有り（予算編成時に対応）

7 その他の報酬に関する事項について

(1) 公立減算の解釈について

公立減算とは、障害福祉サービス等報酬を算定するに当たり、地方公共団体が設置する事業所等に対してはその性質上人件費や建物等の維持費等に公金が投入されている点を踏まえ、民間事業者との收支バランスを考慮し、基本報酬から減算（965/1000）をするというものである。

本減算については、対象要件が報酬告示（平成18年告示523号他）上の記載のみであること（※）、事業に対する自治体の関与の在り方が多様化していること等の理由により、自治体毎に減算の対象となる事業所等の解釈にはらつきが生じているところである。公的な関与が比較的大きい指定管理者制度については、基本的には本減算の対象となる場合が多いと考えられるが、指定管理者制度にも多様な運営形態があることから、当該制度を含め、事業に対する自治体の関与の実態などを把握し、次期報酬改定の検討を経た上で、平成27年4月に取扱いについて示していく予定である。

※公立減算の告示上の記載

例：療養介護事業の場合

「～ただし、地方公共団体が設置する指定療養介護事業所の指定療養介護の単位の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。」

行政機関

- ・福祉事務所
- ・身体障害者・知的障害者
- ・更生相談所
- ・保健所
- ・精神保健福祉センター

本人 家族 保護司

- ・矯正施設
(刑務所・少年院)
- ・保護観察所
- ・更生保護施設

司法機関

和歌山県地域生活定着支援センター まへる

所在地

〒640-8483

和歌山県和歌山市吹上1丁目1-18

TEL 073-424-0515 / FAX 073-424-0516

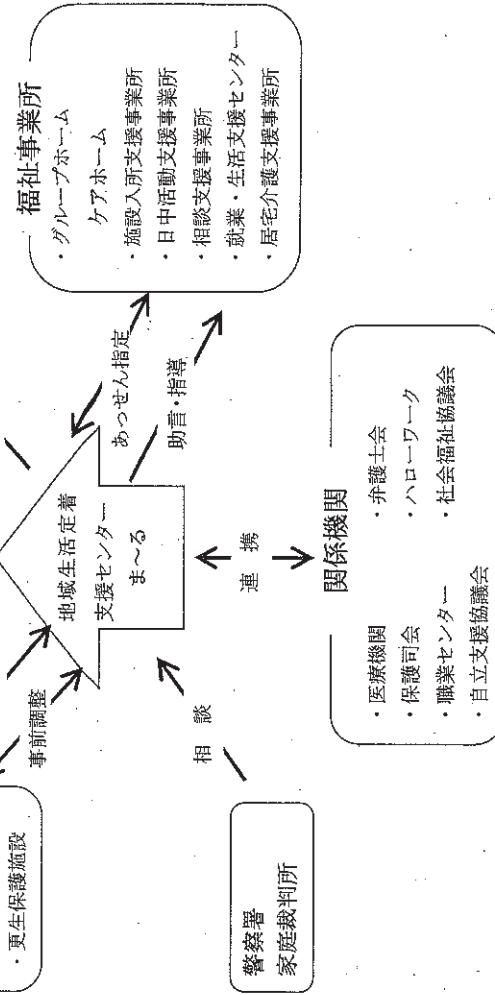
Mail ma-tru@wfi.or.jp

開所時間

月曜～金曜日 (AM9:00～PM6:00)

職員体制

所長 1名 常勤職員 5名 非常勤職員 2名



地域生活定着支援センターとは・・・

「地域生活定着支援センター」は、高齢や障がいなどの理由で特別な支援が必要な刑余者（罪を犯した人）に対し、出所後のサービス利用事業所について調整を行い、地域生活で自立した日常生活を送れるように福祉的支援を提供することを目的としています。

対象者

- 保護観察所が行う環境調整の中で、福祉サービスの利用を希望している、又はそれが適当と認められる者。
- 矯正施設入所中の障がい者等で福祉サービスの利用を希望している、又はそれが適当と認められる者。
- 更生保護施設を利用の障がい者等で、福祉サービスの利用が適当と認められる者。
- 特に（過去に）矯正施設を出所した障がい者等で、福祉サービスの利用を希望している、又はそれが適当と認められる者。
- その他、保護観察所が聞取している障がい者等（仮出所中）。

活動内容

1. コーディネート業務
矯正施設や保護観察所からの依頼に基づき、矯正施設に入所している方等を対象として、出所後の生活や福祉サービスに関するニーズの確認、受け入れ施設の斡旋、福祉サービスの申請支援等を行います。
2. フォローアップ業務
コーディネート業務によるあっせんにより矯正施設を退所し、福祉サービスに結び付けた後も対象者を支援している福祉サービス事業所などに対して必要な助言等を行います。
3. 相談支援業務
矯正施設を退所した方の福祉の利用に関する相談に応じて、助言その他の支援を行います。
4. 連携業務
業務を円滑かつ効率的に行うために、各関係機関との連絡・調整を行います。